

## 羽島市インターンシップ推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、インターンシップの推進を通じた市内企業の社会貢献と学生の市内企業に対する魅力及び理解度の向上を促進するため、予算の範囲内で交付する羽島市インターンシップ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院（専門職大学院を含む。）、大学（専門職大学を含む。）、短期大学（専門職短期大学を含む。）、高等専門学校又は専修学校に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所、事務所又は営業所（以下「事業所等」という。）を有する法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。）を行うものをいう。
- (3) インターンシップ 原則として、実施期間が連続する3日以上就業体験をいう。ただし、事業所等の休日その他のやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、補助金交付申請時において納期限の到来した市税を完納している事業者とする。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業所等で実施するインターンシップであること。
- (2) 事業実施時において、事業者と学生に雇用関係がないこと。

(3) 採用選考活動とは直接関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること。

(補助金の算出等)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 学生応援費 学生がインターンシップに参加するために必要な交通費、宿泊費及び保険料

(2) 事業者準備費 事業者が学生への円滑なインターンシップを実施するために要する謝金、借上料、消耗品費、外注費、印刷製本費、保険料の経費

2 補助金の額は、前項各号の経費の額を合計して算出する。

3 一つの年度につき1事業者あたりの補助金の額は150,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、インターンシップを開始する10日前までに、羽島市インターンシップ推進事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、一つの年度につき2回を上限とする。

(補助金の決定通知)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合はその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を羽島市インターンシップ推進事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないことを決定した場合は理由を付して羽島市インターンシップ推進事業費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(使途の指定)

第7条の2 事業者は、交付決定された補助金の額のうち、補助金の交付申請時に第5条第1項第1号の経費として申請した額以上の額を学生に支払わなければならないものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業に変更が生ずる場合又は中止しようとする場合は、遅滞なく羽島市インターンシップ推進事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、不承認とするときは理由を付して、羽島市インターンシップ推進事業変更承認・不承認決定通知書（別記第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の変更承認がなされた場合について準用する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに羽島市インターンシップ推進事業費補助金実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業者から学生への支給が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽島市インターンシップ推進事業費補助金確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、羽島市インターンシップ推進事業費補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後羽島市インターンシップ推進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。